

帯広カントリークラブ細則

第1章 会員

第1条 名誉会員とは、帯広カントリークラブ（以下「クラブ」という。）に特に功労のあった者のうち、理事会において推薦した者をいい、年会費を要しない。

第2条 会員とは、株式会社帯広ゴルフ場（以下「会社」という。）が発行する株式を所有する株主正会員と、会員券を所有する会員券正会員（以下「会員」という。）の総称である。細則第5条に定める法人正会員もこれにふくまれる。

第3条 会員の入会は、理事会の承認を得なければならない。

第4条 会員の年会費の額は、会社と協議の上理事会の定めるところによる。年会費は4月末日迄に納入するものとする。なお、5月末日迄に納入されない場合は、納入が確認されるまで会員資格を一時停止するものとする。

第5条 法人の所有する株式及び会員券は、その口数に応じて、その法人の特定する員数を法人正会員として記名する事ができる。記名者はその法人を代表する者かそれに準ずる者とする。記名者の変更は名義書換えの手続きを要する。

2 法人が株式または会員券を4口以上所有する事により、所定の手続きを経て以下の権利を行使できるものとする。

（1） 法人がその法人内の特定する1人を法人会員として入会させることができる。

（2） 法人無記名会員1人を入会させることができる。

（3） 同一法人内に限って6人以内を法人登録会員として入会させることができる。

3 法人登録会員は準会員とする。

4 法人無記名会員は1人に限定し、その権利を行使している間他は行使できないものとする。法人無記名会員はその他の会員とし、年会費等の取り扱いは理事会と会社の合議事項とする。

第6条 通年会員及び平日会員は、所定の手続きを経て、準会員として入会することができる。

第7条 準会員は、会社と協議の上理事会で定めた年会費を納入し、会員の資格を得る。会員資格は1シーズン限りとし、次年度の入会には改めて手続きをしなければならない。

第8条 準会員はシーズン途中においても名義書換えにより会員資格を譲渡し、年会費を継承させる事できる。ただし、法人登録会員は同一法人内に限る。

第9条 準会員のうち通年会員は、ハンディキャップを付与し、プレー費は別途定める額とする。なお、クラブの主催する競技（3大競技を除く）に参加することができるものとする。

2 平日会員でハンディキャップ所有はクラブの主催する準公式競技には参加する事ができる。

第10条 会員は退会に際し、当該年度分の年会費を支払うものとする。

2 年会費の滞納による会員資格停止及び除名処分については、1年分を滞納した場合に会員資格を停止し、当該年度の末日をもって除名処分とする。なお、その際に預かり金がある場合は相殺するものとする。

第11条 クラブを退会した者は定款、細則に基づくものを除き、クラブ及び会社の資産に対して何等の権利を主張できない。

第12条 退会が年度途中であっても、当該年度の年会費は、返還しない。ただし譲受人は、名義書換えにより譲渡人の年会費を継承する事ができる。

第13条 会員は、住所その他の変更ある時は速やかにクラブに届け出るものとする。

第2章 理事会

第14条 理事会は、必要に応じて理事長が招集する。ただし、理事5人以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から15日以内にこれを招集しなければならない。

第15条 議長は、必要に応じて理事会の決議事項を理事又は会員に通知しなければならない。

2 議長は理事会の議事録を作成し、10年間保存しなければならない。

第16条 理事長が必要と認めたときは、理事以外の者を理事会に出席させることができる。

第17条 理事会は定款・細則に定めるものの他、次に定める事項を実施しなければならない。

- (1) 公式競技及びその他の重要な競技会開催と承認
- (2) 委員会委員長を理事から選任
- (3) 所属プロのプロ競技参加の承認
- (4) ローカルルール及び競技規則制定と変更
- (5) クラブを代表する選手の選定
- (6) クラブ運営と会社経営に関する担当理事と会社との合同会議の開催
- (7) 必要があれば顧問をおくこと

第18条 キャプテンは理事長を補佐し、委員会相互の調整並びに裁定を行なわなければならない。

第19条 常務理事はキャプテンを補佐し、クラブの総務経理に関する事務を担当し、理事会の運営や決定事項の実施等を管理しなければならない。

第3章 委員会

第20条 委員の名称と分担事項は次の通りとする。

1 競技ルール委員会

- (1) クラブ競技の運営、記録
- (2) 競技規則やローカルルールの運用に関する事
- (3) クラブ対抗競技、親善競技の実施に関する事
- (4) OB、ハザード、ラフ、フェアウェイ、修理地、クローズ区域の設定等に関する事

2 グリーン委員会

- (1) コースの維持管理等に関する事

3 ハンディキャップ委員会

- (1) ハンディキャップの決定及び変更に関する事

4 フェロウシップ委員会

- (1) 会員相互の親睦、会員名簿や会報の発行に関する事

5 ハウス委員会

- (1) クラブハウスと食堂に関する事

6 キャディ委員会

- (1) キャディの教育及び指導に関する事

7 エチケット委員会

- (1) マナー及びエチケットに関する事

第21条 委員会委員（副委員長を含む）の選任は、キャプテン及び常務理事並びに関連する各委員長が協議の上、会員の中から選出し、理事会の承認を得るものとする。

第22条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員または増員による者の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

第23条 各委員会は委員長が随時召集し、分担事項を協議するものとする。

第4章 ビジター

第24条 会員はビジターを同伴する事が出来る。但し土日祝祭日にはビジターの同伴を制限する事がある。ビジターを紹介する会員はその費用及び行為について責任を負うものとする。

第25条 土日祝祭日には、会員との同伴によりビジターのコース使用を認める。平日には、会員と同伴か又は会員の紹介を経てビジターの使用を認める。

2 暴力団等反社会的勢力及びその関係者には、当ゴルフ場の施設を使用させないものとする。

第5章 雑則

第26条 クラブは事務所を河西郡芽室町に置く。

第27条 会員及びビジターは会社の職員及びキャディを罰する事は出来ない。不都合な行為があった場合は支配人、キャプテン、関係委員長に申し出るものとする。

第28条 会員及びビジターはクラブハウス到着後、直ちに氏名その他を署名受付簿に記入させなければならない。

第29条 この細則に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会の議を経て、理事長が別に定める。

付 則

この細則は、昭和38年9月1日から施行する。

この細則は、昭和52年3月から施行する。

この細則は、昭和56年4月から施行する。

この細則は、昭和62年2月から施行する。

この細則は、平成3年2月28日から施行する。

この細則は、平成12年3月21日から施行する。

この細則は、平成14年3月20日から施行する、

この細則は、平成15年3月18日から施行する、

この細則は、平成16年3月19日から施行する。

この細則は、平成17年3月15日から施行する。

この細則は、平成22年3月11日から施行する。

この細則は、平成25年2月28日から施行する。

この細則は、令和3年2月25日から施行する。

この細則は、令和6年3月1日から施行する。